三　小規模工場等以外の工場等又は輸送手段であって、当該工場等又は当該輸送手段において行われる事業活動が二以上であって、前号に掲げる工場等又は輸送手段以外のもの　事業活動ごとにそれぞれ一の特定事業活動が行われる工場等又は輸送手段と一の特定事業活動以外の事業活動を行う工場等又は輸送手段とみなして、それぞれ個別排出目標量を設定すること。

3　工場等又は輸送手段ごとに個別排出目標量を設定するに当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するものとする。

一　平成25年度以降における二酸化炭素の排出量の削減に関する事項

二　工場等の新設（所有する既存の工場等の同一敷地内に新設する場合（当該新設する工場等で行われる事業活動が特定事業活動であって、同一敷地内の既存の工場等で行われていないものである場合を除く。）又は小規模工場等を新設する場合を除く。以下同じ。）、工場等の廃止（小規模工場等を廃止する場合を除く。以下同じ。）その他工場等における二酸化炭素の排出量若しくは活動量の著しい増加又は減少に関する事項

三　輸送手段の新たな導入（既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入する場合又は既存の輸送手段を追加する場合であって当該追加する既存の輸送手段において行われる事業活動が既存の事業活動と異なる特定事業活動である場合をいう。以下同じ。）、輸送手段の廃止（輸送手段の全てを廃止する場合又は輸送手段の一部を廃止する場合であって当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなる場合をいう。以下同じ。）その他輸送手段に係る二酸化炭素の排出量若しくは活動量の著しい増加又は減少に関する事項

（二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法）

第３条　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法は、次の各号に掲げる二酸化炭素の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　特定事業活動に伴う二酸化炭素　当該特定事業活動の基準活動量に当該特定事業活動の目指すべき水準（経済産業大臣が特定事業活動ごとに定める目指すべき原単位（生産量、輸送量その他の事業活動の規模を示す指標の単位当たりの当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量をいう。）をいう。附則第４条及び別表第１において同じ。）を乗じて得られる二酸化炭素の量と当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量とを比較する方法

二　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素　当該事業活動の基準エネルギー起源排出量、基準原材料起源排出量及び基準副生燃料起源排出量にそれぞれ一定の削減率を乗じて得た量の合計量と当該事業活動に伴う二酸化炭素の排出量とを比較する方法

第２章　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定等

第１節　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定方法）

第４条　割当年度における割当量は、次の各号に掲げる量を合算した量とする。

一　第５条の規定に基づき設定される割当年度における排出目標量（同条第１項第２号又は第３号の規定に基づき算定される当該年度より前の年度の割当量を適正化するための量を含む。）に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量

二　第６条又は第７条の規定に基づき算定される割当年度において追加する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量

三　第８条の規定に基づき算定される割当年度において調整する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量

（排出目標量の設定方法）

第５条　割当年度における排出目標量は、工場等又は輸送手段ごとの個別排出目標量（第１号に掲げる量に第２号に掲げる量を加算して得た量から、第３号に掲げる量を減じて得られる量をいう。）を合算した量とする。

一　次のイからハまでに掲げる量を合算した量

イ　別表第１の第１欄に掲げる特定事業活動の区分に応じ、同表の第２欄に掲げる方法により算定する特定事業活動に伴う二酸化炭素の量

ロ　別表第２の上欄に掲げる二酸化炭素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定する特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の量

ハ　別表第３の上欄に掲げる二酸化炭素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定する事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量

二　次のイからホまでに掲げる量を合算した量

イ　事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において工場等を新設した場合、輸送手段を新たに導入した場合、事業譲渡等（事業の譲渡、財産の譲渡（事業の譲渡以外の財産の譲渡をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）及び会社の分割をいう。以下同じ。）、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。）から工場等若しくは輸送手段を譲渡された若しくは承継された場合又は財産の譲渡により脱炭素成長型投資事業者から工場等若しくは輸送手段を譲渡された若しくは承継された場合における次の(1)から(3)までに掲げる量を合算した量

(1)　割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量について前号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度の活動量」と読み替える。

(2)　次の(i)及び(ii)に掲げる量を合算した量

(i)　割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量

(ii)　割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量

(3)　割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源排出量

ロ　特定事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均活動量（割当年度の前２か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量であって、活動量が燃料使用量である場合を除く。以下この条及び別表第１において同じ。）が割当年度の前年度の基準活動量に1.075を乗じた量以上である場合（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、割当年度の直近平均燃料使用量（割当年度の前２か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量をいう。以下同じ。）が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である場合であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位（割当年度の前２か年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した量をいう。以下同じ。）が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である場合とする。）における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

(1)　基準活動量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の増加分について前号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の基準活動量から割当年度の前々年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

(2)　基準活動量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の増加分について前号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の基準活動量から割当年度の前年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

ハ　特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である場合であり、かつ、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である場合における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

(1)　基準エネルギー起源排出量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の前々年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。